

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	産業課																									
件 名	消費者教育・啓発クリアファイル																									
契 約 内 容	平成29年度に高齢者向けクリアファイルを選定し、犬山市消費生活センターの案内を印刷した資材を契約。在庫の補充として同一製品を購入するもの																									
契 約 期 間	平成30年11月20日から平成30年12月27日																									
契 約 締 結 日	平成30年11月20日																									
契 約 相 手 方	株式会社 東京法規出版																									
契 約 金 額	199,368円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 び 業者選定の理由	<p>消費者啓発資材は市民の安全と財産を守ることを前提に作成することから、掲載する情報の信用性・正確性が大変重要であり、悪質商法問題に精通した専門知識が求められる。本契約は消費者に対してトラブル対処などの教育・啓発を目的としたクリアファイルの購入を行うものであり、その特殊性から作成者の（株）東京法規出版が原稿記事、イラスト、デザイン、編集レイアウト等すべて保持保管しているため入札に適しない。平成29年度に購入した在庫の補充のため、随意契約の方法による契約を締結する。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	総務課	
件 名	投票用紙専用計数機及び投票用紙自動交付機の購入について	
契 約 内 容	選挙を適切に執行するため、投開票事務のため使用する投票用紙専用計数機及び、投票用紙自動交付機を購入する。	
契 約 期 間	契約日から平成30年12月14日まで	
契 約 締 結 日	平成30年11月20日	
契 約 相 手 方	株式会社ムサシ 名古屋支店	
契 約 金 額	1, 571, 400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○	第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○	第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	○	第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	○	第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	○	第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	○	第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	○	第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由及び業者選定の理由	点検を行う機器は、選挙にのみ使用する特殊な機器であり、取り扱う業者が限られるため。また、現在使用する機器と同等のものを購入し、選挙事務を効率的に行う必要があるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 総務課